

産業廃棄物

産業廃棄物の種類

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち次のものは産業廃棄物に該当します。

全ての事業活動に伴うもの	1	燃 え 殻	産業廃棄物焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭から、その他の焼却残渣
	2	汚 泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥(し尿を含むものを除く)、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残渣、炭酸カルシウムかす、排水溝清掃汚泥など注)油分をおおむね5%以上含むものは廃油との混合物になる。
	3	廃 油	鉱物性油、動植物性油脂、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	4	廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類、写真定着廃液など、すべての酸性廃液
	5	廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液、写真現像廃液など、すべてのアルカリ性廃液
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃ペットボトルなど固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物
	7	ゴ ム く ず	天然ゴムくず
	8	金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず、空き缶など
	9	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず(11に掲げるものを除く。)、耐火レンガくず、陶磁器くず、空きびん、石膏ボードなど
	10	鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さい、キューポラのノロ、ボタ、鋳物砂、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、サンドブラスト廃砂など
	11	が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物など
	12	ば い じ ん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの(乾式、湿式は問わず。)
特定の事業活動に伴うもの	13	紙 く ず	以下の条件に当てはまる紙及び板紙くずなど 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニル(PCB)が塗布され、又は染みこんだものに限る。
	14	木 く ず	以下の条件に当てはまる木くず、おがくず、バーク類など 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの、物品賃貸業に係るもの及び貨物流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。))並びにPCBが染みこんだものに限る。
	15	織 維 く ず	以下の条件に当てはまる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。))に係るもの及びPCBが染みこんだものに限る。
	16	動植物性残さ	以下の条件に当てはまるあめかす、のりかす、醸造かす、醗酵かす、魚及び獣のあら等 食料品製造業、飲料・飼料・有機質肥料製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	17	動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18	動物のふん尿 (家畜ふん尿)	以下の条件に当てはまる牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七めん鳥、うさぎ及び毛皮獣等のふん尿等(畜舎廃水を含む。)(畜産農業に係るものに限る。)
	19	動物の死体 (家畜の死体)	以下の条件に当てはまる18と同様の死体 (畜産農業に係るものに限る。)
20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固型化物など)		

※下線については、業種を問わず全ての事業活動に伴うものが産業廃棄物となります。

業種限定とは

産業廃棄物に分類される20種類の廃棄物のうち、排出事業者の特定の業種に限り、必ず産業廃棄物として処理しなければならない廃棄物をいいます。

種類は、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体の7種類が業種限定のある廃棄物になります。

紙くず

日本標準産業分類による**大分類D(建設業)**に該当する事業の事業活動に伴って生ずる紙くずであって**工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの及び**

大分類E(製造業)
中分類 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
小分類 140 管理、補助的経済活動を行う事業所
141 パルプ製造業
142 紙製造業
143 加工紙製造業
144 紙製品製造業
145 紙製容器製造業
149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
中分類 15 印刷・同関連業
小分類 153 製本業・印刷加工業
細分類 1531 製本業
1532 印刷物加工業
大分類G(情報通信業)
中分類 41 映像・音声・文字情報制作業
小分類 413 新聞業のうち新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの
414 出版業のうち印刷出版を行うもの

に該当する事業の事業活動に伴って生ずる紙くず及びPCBが塗布され、又は染み込んだ紙くず(PCBを使用した感圧式複写紙などをいう。)である。なおPCBが塗布され、又は染み込んだ紙くずはすべての事業活動を対象とするものである。

木くず

日本標準産業分類による**大分類D(建設業)**に該当する事業の事業活動に伴って生ずる木くずであって**工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの及び**

大分類E(製造業)
中分類 12 木材・木製品製造業(家具を除く)
小分類 120 管理、補助的経済活動を行う事業所
121 製材業、木製品製造業
122 造作材・合板・建築用組立材料製造業
123 木製容器製造業(竹、とうを含む)
129 その他の木製品製造業(竹、とうを含む)
中分類 13 家具・装備品製造業
小分類 131 家具製造業
細分類 1311 木製家具製造業(漆塗りを除く)
1312 金属製家具製造業
1313 マットレス、組スプリング製造業
中分類 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
小分類 141 パルプ製造業
大分類K(不動産業、物品賃貸業)
中分類 70 物品賃貸業
小分類 700 管理、補助的経済活動を行う事業所
701 各種物品賃貸業
702 産業用機械器具賃貸業
703 事務用機械器具賃貸業
704 自動車賃貸業
705 スポーツ・娯楽用品賃貸業
709 その他の物品賃貸業

に該当する事業の事業活動に伴って生ずる木くず輸入木材の輸入を業務の一部又は全部として行っている総合商社、貿易商社などの輸入木材に係る木くずであっておがくず、バーク類など及びPCBが染み込んだ木くずである。

繊維くず

日本標準産業分類による**大分類D(建設業)**に該当する事業の事業活動に伴って生ずる繊維くずであって**工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの及び**

大分類E(製造業)
中分類 11 繊維工業
小分類 110 管理、補助的経済活動を行う事業所
111 製糸業・紡績業・化学繊維・ねん糸等製造業
112 織物業
113 ニット生地製造業
114 染色整理業
115 網・網・レース・繊維粗製品製造業

に該当する事業の事業活動に伴って生ずる繊維くずであって木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず及びPCBが染み込んだ繊維くずである。(PCBが染み込んだ繊維くずはすべての事業活動を対象とする。)

動植物性残さ

日本標準産業分類による**大分類E(製造業)のうち**

大分類E(製造業)
中分類 09 食料品製造業
小分類 090 管理、補助的経済活動を行う事業所
091 畜産食料品製造業
092 水産食料品製造業
093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
094 調味料製造業
095 砂糖・でんぷん糖類製造業
096 精穀・製粉業
097 パン・菓子製造業
098 動植物油脂製造業
099 その他の食料品製造業
中分類 10 飲料・たばこ・飼料製造業
小分類 100 管理、補助的経済活動を行う事業所
101 清涼飲料製造業
102 酒類製造業
103 茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)
104 製氷業
106 飼料・有機質肥料製造業
中分類 16 化学工業
小分類 165 医薬品製造業
169 その他の化学工業
細分類 1693 香料製造業

に該当する事業の事業活動に伴って生ずる動植物性残さであって、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなどが含まれる。
魚市場、飲食店などから排出される動植物性残さ又は厨芥類は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物である。

動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体…P9参照

日本標準産業分類(第13回改訂時)の分類番号で表示しています。